

宇部市水道局会計年度任用職員の給与等に関する規程

令和四年四月一日

水道事業管理規程第四十二号

沿革 令和 六年 二月二十八日 管理規程第 二号 第一次改正

(趣旨)

第一条 この規程は、宇部市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和二十七年条例第七十三号。以下「条例」という。）の規定に基づき、会計年度任用職員の給与を決定する場合の基準及び給与の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第二条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(フルタイム会計年度任用職員となつた者の職務の級)

第三条 フルタイム会計年度任用職員となつた者の職務の級は、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するものとする。

(フルタイム会計年度任用職員となつた者の号給)

第四条 フルタイム会計年度任用職員となつた者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給が別表に定める職種別基準表（以下「職種別基準表」という。）の基礎号給欄に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が定められていないとき及び同表の職種欄にその者に適用される区分が定められていないときは、当該職務の級における最低の号給とする。

2 職種別基準表に定める基準と異なる学歴免許等の資格又は経験年数（会計年度任用職員として宇部市水道局において同種の職務に在職した年数をいう。以下同じ。）を有するフルタイム会計年度任用職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第六条から第八条までの定めるところにより、職種別基準表の基礎号給欄に定める号給よりも上位の号給とすることができる。

3 前項の規定による号給は、その属する職務の級における最高の号給及び職種別基準表の上限欄に定められている号給を超えることはできない。

(職種別基準表の適用方法)

第五条 職種別基準表は、職種欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

2 職種別基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、同表において別に定める場合を除き、宇部市水道局職員の給与に関する規程（令和四年水道事業管理規程三十五号。以下「給与規程」という。）別表第三に定める区分によるものとする。

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第六条 フルタイム会計年度任用職員となつた者のうち、その者に適用される職種別基準表の学歴免許等欄の区分に対して初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十六年規則第二十八号。）別表第四に加える調整年数が定められている学歴免許等の資格を有する者の職種別基準表の適用については、当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認められる場合に限り、同表の基礎号給欄に定める号給の号数にその調整年数の数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に四を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもつて

同欄の号給とすることができる。

(経験年数を有する者の号給)

第七条 フルタイム会計年度任用職員となった者のうち、経験年数を有する者の号給は、それぞれの年度ごとに経験月数を十二月で除した数に、通常の勤務時間の一週間当たりの平均時間を宇部市水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程(令和四年水道事業管理規程第三十号)第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じ、当該乗じて得た数に四を乗じて得た数をそれぞれ合算した数(一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を第四条第一項の規定による号給の号数(前条の規定による場合は、その号給の号数とする。)に加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

(特殊な経験等を有する者の号給)

第八条 特殊な経験等を有する者を採用する場合において、号給の決定について前条の規定による場合には著しく常勤勤務を要する職を占める職員(以下「常勤の職員」という。)及び他の会計年度任用職員との均衡を失すると認められるときは、同条の規定にかかわらず、これらの職員との均衡を考慮してその者の号給を決定することができる。(号給に関する規定の適用除外)

第九条 職種別基準表の学歴免許等欄に区分の定めがない職種欄の区分の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員については、第六条の規定は適用しない。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の支給)

第十条 条例第十三条において準用する給与規程第七条に規定する管理者が定める期日は、毎月十九日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(第二十条において「休日等」という。)に当たるときは、繰り上げた日又は繰り下げた日とする。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第十一条 条例第五条第二項に規定する通勤手当の額は、給与規程第十七条第二項の規定の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当等の支給)

第十二条 条例第七条において準用する給与規程第十九条第一項に規定する時間外勤務手当、条例第八条において準用する給与規程第二十条及び第二十一条に規定する休日勤務手当及び条例第九条において準用する給与規程第二十三条に規定する夜間勤務手当の支給は、常勤の職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第十三条 条例第七条において準用する給与規程第十九条第一項に規定する割合については、常勤の職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当について準用する条例の規定の読替え)

第十四条 条例第七条において給与規程第十九条第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、給与規程第十九条第一項中「正規の勤務時間」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員についてあらかじめ割り振られた一週間の正規の勤務時間」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)

第十五条 条例第八条第二項において準用する給与規程第二十条に定める割合及び第二十五条に定める日については、常勤の職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第十六条 条例第十条の二において準用する給与規程第二十六条から第三十四条までに規定する期末手当を支給される職員の範囲、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第十六条の二 条例第十条の三において準用する給与規程第三十五条から第四十二条までに規定する勤勉手当を支給される職員の範囲、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

追加(令和六年二月二十八日)

(パートタイム会計年度任用職員となった者の号級)

第十七条 月額により給料を定めるパートタイム会計年度任用職員の給料の額は、第三条から第五条までの規定を適用して得た基準月額(以下「基準月額」という。)に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた一週間当たりの勤務時間数を三十八・七五で除して得た数を乗じて得た額(二円未満の端数がある場合があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。)とする。

2 月額により給料を定めるパートタイム会計年度任用職員の給料の額は、基準月額を二十一で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた一日当たりの勤務時間数を七・七五で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間額により給料を定めるパートタイム会計年度任用職員の給料の額は、基準月額を百六十二・七五で除して得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る手当)

第十八条 条例第七条において準用する給与規程第十九条第一項に規定する割合については、常勤職員の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る手当)

第十九条 条例第八条第二項において準用する給与規程第二十条に定める割合は、常勤の職員の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第二十条 条例第十条の二において準用する給与規程二十六条から第三十四条までに規定する期末手当を支給される職員の範囲、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

2 通常の勤務時間の一週間当たりの平均時間が十五時間三十分未満の者は支給しないとす。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第二十条の二 条例第十条の三において準用する給与規程第三十五条から第四十二条までに規定する勤勉手当を支給される職員の範囲、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

2 前条第二項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用

する。

追加（令和六年二月二十八日）

（パートタイム会計年度任用職員の給与の支給）

第二十一条 条例第十三条において準用する給与規程第七条に規定する管理者の定める給与の期日は、月額により給与が定められているパートタイム会計年度任用職員にあつては毎月十九日とし、日額又は時間額により給与が定められているパートタイム会計年度任用職員にあつては、翌月十五日とする。ただし、その日が休日等に当たるときは、繰り上げた日又は繰り下げた日とする。

（パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る手当等の支給）

第二十二条 パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務、夜間勤務及び休日勤務に係る手当は、その月の分を翌月の手当の支給日に支給する。ただし、その日において支給することができないときは、その日後において支給することができるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の休暇時の給与）

第二十三条 時間額により給与が定められているパートタイム会計年度任用職員が、宇部市水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第十三条に規定する年次休暇及び同規程第十四条第一項に規定する有給の休暇を取得したときは、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間について勤務したときに支払われる通常の給与を支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る手当）

第二十四条 条例第五条第二項に規定する通勤手当の額は、給与規程第十七条第二項の規定の例による。ただし、給与規程第十七条第一項第二号に該当するパートタイム会計年度任用職員については、得た額に、一週間当たりの勤務日数を五で除して得た数を乗じて得た額とする。

（端数計算）

第二十五条 条例第七条から第九条及び条例第十四条において準用する給与規程第四十八条に定める計算は、常勤職員の例による。

（委任）

第二十六条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和四年四月一日から施行する。

（経験年数の特例）

2 会計年度任用職員が、この規則の施行日前において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下この項において「改正前の法」という。）第三条第三項第三号に規定する特別職の非常勤職員、改正前の法第二十二条第五項に規定する臨時的任用により採用された職員として、当該会計年度任用職員の職務と同種の職務に在職した年数を有する場合の当該年数は、第七条及び第八条に規定する経験年数とみなす。

（宇部市上下水道局会計年度任用職員の給与等に関する規程の廃止）

別表（第四条関係）

職種別基準表

職種	学歴免許等	基礎号給		上限	
		職務の級	号給	職務の級	号給
一般事務	大学卒	1	25	1	29
	短大卒	1	17	1	29
	高校卒	1	9	1	29
一般事務（監督職）		3	1	3	1
司書	大学卒	1	29	1	37
学芸員	大学卒	1	29	1	37
警察	大学卒	1	25	1	29
	短大卒	1	17	1	29
	高校卒	1	9	1	29
保育士	大学卒	1	27	1	29
	短大卒	1	19	1	29
看護師	大学卒	1	27	1	29
	短大卒	1	19	1	29
栄養士	大学卒	1	27	1	29
	短大卒	1	19	1	29

3 宇部市上下水道局会計年度任用職員の給与等に関する規程（令和二年管理規程第一号）は、廃止する。

附 則（第一次改正）
（施行期日）

1 この規程は、令和六年四月一日から施行する。

保健師	大学卒	1	29	1	37
教諭	大学卒	1	29	1	37
教諭（監督職）		3	1	3	1
技能労務職	大学卒	1	25	1	29
	短大卒	1	17	1	29
	高校卒	1	9	1	29
庁舎管理等業務員		1	21	1	29
車両整備員		1	29	1	37
ごみ処理施設電気主任技術者		1	41	1	41
ごみ処理施設ボイラー・タービン主任技術者		1	63	1	63
相談支援包括化支援員		1	49	1	49
要介護等認定調査員		1	19	1	29
介護支援専門員		1	49	1	49
家庭児童相談員		1	19	1	29
有害鳥獣対策支援員		1	48	1	48
公用車運転管理業務員		1	21	1	29
I C T推進員		4	64	4	64